

令和2年度第1回理事会開催報告

新型コロナウイルス流行による感染拡大防止のため、5月25日に開催した第1回理事会は、定款第33条(理事会・決議)第4項(法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。)の定めにより、みなし決議・書面決議を実施しました。

ちなみに、法人法第96条は「一般社団法人は理事が提案をした理事会の決議事項について、理事の全員が同意をしているときは、定款にその旨の定めがある場合において、理事会の決議があったものとみなすことができる。」とされており、一般社団法人における理事会の決議

省略(みなし決議・書面決議)といたします。

理事会は、一般的には理事及び監事が一堂に会して(テレビ会議等も可)理事の過半数の賛成によってその決議を行います。しかし当協会は全国団体であり、理事は北海道から九州地区まで選出されるため、新型コロナウイルスによる感染拡大防止の必要がある期間はもとより、重要な議案を審議する場合などを除き、各自が企業などからテレビ会議(通常理事会とみなされる。)等で参加し、会議室に参集する移動時間のロスを省く開催が、今後の検討課題になりそうです。(文責・保坂益)

みなし決議に関する令和2年度第1回理事会議事録要旨

1 理事会の決議があったと見なされる事項の内容(決議事項)

承認事項

- 第1号議案 令和元年度事業報告並びに決算報告(案)承認の件について
- 第2号議案 構造改善計画等の決定に係る手続きの理事会委任の件について

決議事項

- 第3号議案 定款変更の件について
- 第4号議案 任期満了に伴う役員改選の件について

2 決議事項を提案した理事の氏名

代表理事(会長) 向井敏雄

3 理事会の決議があったものと見なされた日

令和2年5月25日

4 議事録の作成に係る職務を行った者

代表理事(会長) 向井敏雄

令和2年5月19日、代表理事(会長)向井敏雄が上記の理事会の決議の目的である事項を理事の全員に対して提案し、当該提案につき、令和2年5月25日までに理事の全員に書面により同意の意思表示を得たので、一般社団・財団法人法第96条及び当協定款第33条4項の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会があったとみなされた。尚、上記提案に異議を述べた監事はいない。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び同法施行規則第15条第4項第1号に基づき本議事録を作成し、定款第35条の定めにより代表理事及び監事が記名押印する。

令和2年5月25日

東京都台東区東上野5丁目1番8号

上野富士ビル9階

一般社団法人日本機械土工協会

会長 向井敏雄